

# 一般財団法人東北多文化アカデミー一定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人東北多文化アカデミーと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を仙台市青葉区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会と個人の多様性に対応した平和な日本型多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等教育機関等における外国人留学生等関連業務支援
- (2) 地域における外国人等の定住支援
- (3) 日本語教育及び外国語教育
- (4) 多様な文化の学びの場の提供
- (5) 多文化間コミュニケーションに関する調査及び研究
- (6) 日本型多文化共生社会実現の重要性に関する広報
- (7) 日本の移民政策に関する提言
- (8) 有料職業紹介事業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 仙台市青葉区花壇4番15-105号

設立者 押谷祐子

拠出財産及びその価額 現金 1000 万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 評議員全員が書面・メール等で同意した場合、評議員会の決議とみなすことができる。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

#### 第4章 役員及び理事会

##### 第1節 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前

任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第19条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第20条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

## 第2節 理事会

(権限)

第21条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第24条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事全員が書面・メール等で同意した場合、理事会の決議とみなすことができる。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第26条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

### (解散)

第27条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

## 第6章 附則

### (設立時評議員)

第28条 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。

### (設立時役員)

第29条 当法人の設立時理事代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

### (顧問)

第30条 当法人に必要な応じ顧問を置くことができる。

### (法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、本書は当法人の現在の定款に相違ありません。

平成28年4月8日

一般財団法人東北多文化アカデミー

代表理事 押谷 祐子